

国自総第449号

国自旅第166号

国自貨第108号

国自整第151号

平成14年1月31日

各地方運輸局自動車（第一）部長
各地方運輸局整備部長
沖縄総合事務局長 } あて

自動車交通局総務課安全対策室長
自動車交通局旅客課長
自動車交通局貨物課長
自動車交通局技術安全部整備課長

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係通達等の廃止及び改正について

平成14年2月1日の道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号）の施行に伴い、道路運送法等の運用等について定めた通達及び事務連絡（以下「通達等」という。）のうち、下記1.に掲げる通達等を廃止し、下記2.に掲げる通達について別紙の新旧対照表のとおり改正することとし、平成14年2月1日から施行する。

なお、これ以外の通達等において今回までの道路運送法等の改正により条文の移動、処分の用語の変更（免許→許可等）があった場合には、現在の相当する条文、処分の用語等に読み替えてこれを適用するものとする。

記

1. 廃止する通達等

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、料金の認可に関する職権の委任について（昭和28年11月26日自旅第3号）
- ・役員の変更届進達について（昭和30年7月25日自貨第424号）
- ・事業の停止等の事案の公示について（昭和33年9月18日自貨第322号）
- ・乗合バス及びハイヤータクシー運賃変更認可申請事案の取扱いについて（昭和42年10月14日自旅第545号）
- ・自動車運送事業等報告規則の規定による報告書の取扱要領の全部改正について（昭和43年4月30日自総第399号・自旅第201号・自貨第101号）
- ・行政事務処理の簡素化等に関する道路運送法施行令等の一部改正について（昭和46年1月22日自旅第26号・自貨第17号・自道第5号）
- ・ハイヤー・タクシー事業の適正な運営の確保のための当面の措置について（昭和53年6月26日自旅第223号）
- ・一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可に関する職権委任について（昭和54年5月30日自旅第123号）
- ・一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合旅客運送の許可について（昭和61年6月10日事務連絡）
- ・多数の旅客を運送するタクシーの運賃の設定について（昭和61年12月23日事務連絡）
- ・消費税導入に伴う一般自動車運送事業会計規則の取り扱いについて（平成元年3月9日地整第38号・貨経第13号）
- ・消費税の導入に伴う自動車運送事業輸送実績報告書の取扱いについて（平成元年3月15日事務連絡）
- ・道路運送法施行規則の改正について（平成9年5月23日自旅第86号）
- ・個人タクシー事業の経営免許及び譲渡譲受認可に係る法令試験について（平成9年9月12日自旅第151号）

- ・タクシー運賃における料金・営業割引の弾力的取扱について（平成10年3月31日自旅第48号）
- ・タクシーのゾーン運賃制における運賃改定方式等について（平成10年4月10日自旅第58号）
- ・ハイヤー事業の免許及び増車の取扱いについて（平成11年6月4日自旅第72号）
- ・タクシー事業者に対する監査の強化について（平成11年6月9日自旅第74号）
- ・旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告書類の取扱要領について（平成12年5月12日自総第213号・自旅第72号）
- ・一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）にかかる今後の新規免許処分について（平成13年2月9日国自旅第14号）
- ・無償旅客自動車運送事業の取扱いについて（平成13年11月26日国自旅第115号）

2. 改正する通達

- ・個人タクシー免許申請者の違反歴等の調査について（昭和51年1月14日自旅第20号）
- ・デマンドバス運行の取扱いについて（昭和53年9月30日自旅第326号）
- ・一般乗合旅客自動車運送事業の免許、事業計画の変更認可、自家用自動車の貸渡許可（レンタカー）等における事務の簡素化について（平成5年11月19日自旅第255号）
- ・事業用自動車運転者の派遣について（平成11年11月30日自旅第134号・自環第248号）

個人タクシー免許申請者の違反歴等の調査について（昭和51年1月14日自旅第20号）の改正（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p data-bbox="331 345 972 378">個人タクシー許可申請者等の違反歴等の調査について</p> <p data-bbox="168 418 1133 557">標記については、昭和50年1月より自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が警察から必要な資料の提供を受け、運転者の申請に応じて、運転に関する経歴証明業務を行うこととなったので、今後は、下記により処理することとされたい。</p> <p data-bbox="622 597 656 630">記</p> <p data-bbox="197 670 1133 1019">個人タクシー許可申請者等の道路交通法の違反歴等の調査については、申請者に対し、「<u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の申請に対する処分に対する処理方針の細部取扱いについて</u>」（平成13年11月15日国自旅第108号）により、センターが発行する運転記録証明書（以下「証明書」という。）を提出させること<u>となっているが</u>、申請者が提出した証明書の証明内容について事実と異なる疑いがある場合、又は証明書提出後に道路交通法に違反する行為をした疑いがある場合等道路運送法第4条第1項の許可の審査のため特に必要がある場合は、なお、従前の方法により警察関係の協力が得られることとなっているので別紙様式により照会事由を明記の上、調査を依頼し、回答を受けることとする。</p>	<p data-bbox="1317 345 1957 378">個人タクシー免許申請者の違反歴等の調査について</p> <p data-bbox="1160 418 2121 557">標記については、昭和50年1月より自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が警察から必要な資料の提供を受け、運転者の申請に応じて、運転に関する経歴証明業務を行うこととなったので、今後は、下記により処理することとされたい。</p> <p data-bbox="1619 597 1653 630">記</p> <ol data-bbox="1160 670 2121 1239" style="list-style-type: none"> 個人タクシー免許申請者の道路交通法の違反歴等の調査については、申請者に対し、聴聞日に聴聞日前15日以内にセンターが発行する運転記録証明書（以下「証明書」という。）を提出させることとする。 前期1については、可及的速やかに聴聞日の当日持参すべき拳証資料について定めている公示の改正を行い、申請者に周知徹底することとする。 前記2の公示の改正前に免許申請を受理したものについては、なお、従前の例によることとする。 申請者が提出した証明書の証明内容について事実と異なる疑いがある場合、又は証明書提出後に道路交通法に違反する行為をした疑いがある場合等道路運送法第4条第1項の免許の審査のため特に必要がある場合は、なお、従前の方法により警察関係の協力が得られることとなっているので別紙様式により照会事由を明記の上、調査を依頼し、回答を受けることとする。

別紙

違反事実照会書			
運輸局 (支局)名	運輸局	照会番号	第 号
照	氏名	生年月日	__年 月 日
	性別	男 女	本籍(国籍)
会 者	住所		
	免許証 番号	第	号
	交付 年月日	__年 月 日	
証明書番号		証明年月日	
照会の事由			取扱者印

別紙

違反事実照会書			
陸運局(陸 事)名	陸運局	照会番号	第 号
照	氏名	生年月日	明治 大正 年月日 昭和
	性別	男 女	本籍(国籍)
会 者	住所		
	免許証 番号	第	号
	交付 年月日	昭和 年 月 日	
証明書番号		証明年月日	
照会の事由			取扱者印

デマンドバス運行の取扱いについて（昭和53年9月30日自旅第326号）の改正（新旧対照表）

改正後	現 行
<p>標記については、今般下記のとおり統一的に取り扱うこととしたので、__事務処理に遺憾なきを期されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 自動車運送事業の種類等 デマンドバスの運行形態は、あらかじめ系統の一部に迂回部分を設定し、通信施設を利用して利用者の呼出しに応じて迂回部分への運行を行うものであるが、この変更経路があらかじめ定まっていること、利用者が予定時刻に停留所においてバスを利用し得ること等の諸点にかんがみ、一般乗合旅客自動車運送事業者として取り扱うものとする。従って、一般貸切旅客自動車運送事業の乗合旅客運送許可を受けて既にデマンドバス運行を行っている者に対しては、可及的すみやかにこの趣旨に照らし所要の措置を講じるよう指導すること。 なお、デマンドバス運行を行うことに伴う迂回部分についても、一般乗合旅客自動車運送事業の許可又は事業計画変更認可（路線の新設に関するもの）の対象として取り扱うものとする。</p> <p>2 事業計画及び運行計画上の取扱い デマンドバス運行に係る運行系統、運行時刻、停留所の位置等については、事業計画及び運行計画上デマンドバス運行に係るものである旨明記させること。この場合、迂回部分に設置されているいわゆるコールポストは、道路運送法施行規則にいう停留所として取り扱うものとする。</p> <p>3 運賃上の取扱い __迂回部分における運賃については、迂回後の第1番目の停留所における運賃を上限として設定するものとする。</p>	<p>標記については、今般下記のとおり統一的に取り扱うこととしたので、<u>地方バス路線維持費補助金の補助対象となる施設の整備等</u>に関し、事務処理に遺憾なきを期されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 自動車運送事業の種類等 デマンドバスの運行形態は、あらかじめ系統の一部に迂回部分を設定し、通信施設を利用して利用者の呼出しに応じて迂回部分への運行を行うものであるが、この変更経路があらかじめ定まっていること、利用者が予定時刻に停留所においてバスを利用し得ること等の諸点にかんがみ、一般乗合旅客自動車運送事業者として取り扱うものとする。従って、一般貸切 旅客自動車運送事業の乗合旅客運送許可を受けて既にデマンドバス運行を行っている者に対しては、可及的すみやかにこの趣旨に照らし所要の措置を講じるよう指導すること。 なお、デマンドバス運行を行うことに伴う迂回部分についても、一般乗合旅客自動車運送事業の路線免許の対象として取り扱うものとする。</p> <p>2 事業計画上の取扱い デマンドバス運行に係る運行系統、運行時刻、停留所の位置等については、<u>事業計画上</u>デマンドバス運行に係るものである旨明記させること。この場合、迂回部分に設置されているいわゆるコールポストは、道路運送法施行規則にいう停留所として取り扱うものとする。</p> <p>3 運賃上の取扱い <u>(1) 地方バス補助金を受けてデマンドバス運行を行う系統については、運賃上の特例措置は認めないものとする。なお、都市部等においてデマンドバス運行を行う系統であって特殊割増の要件に該当するものについては、事情に応じて、これを適用しても差し支えない。</u> <u>(2) 迂回部分における運賃については、迂回後の第1番目の停留所における運賃を上限として設定するものとする。</u></p>

一般乗合旅客自動車運送事業の免許、事業計画の変更認可、自家用自動車の貸渡許可（レンタカー）等における事務の簡素化について
 （平成5年11月19日自旅第255号）の改正（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p>標記については、本年10月27日の臨時行政改革推進審議会の答申において、事務の簡素化、迅速化等について指摘がなされたことを受け、各局における改善方策を下記のとおりとりまとめたので、その取り扱いに遺漏なきを期されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 一般乗合旅客自動車運送事業の<u>許可</u>、事業計画の変更認可等における事務の簡素化等について</p> <p>(1) 大臣権限の一般乗合旅客自動車運送事業の<u>許可</u>申請等における申請者からのヒアリングについては、申請者の負担軽減を図る観点から、申請事項の確認等必要最小限のものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(5) <u>削除</u></p>	<p>標記については、本年10月27日の臨時行政改革推進審議会の答申において、事務の簡素化、迅速化等について指摘がなされたことを受け、各局における改善方策を下記のとおりとりまとめたので、その取り扱いに遺漏なきを期されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 一般乗合旅客自動車運送事業の<u>免許</u>、事業計画の変更認可等における事務の簡素化等について</p> <p>(1) 大臣権限の一般乗合旅客自動車運送事業の<u>免許</u>申請における申請者からのヒアリングについては、申請者の負担軽減を図る観点から、申請事項の確認等必要最小限のものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>事業計画の変更については、官房長通達（昭和59年8月27日官文第901号）により、標準処理期間が1ヶ月と定められているので、できる限りこの期間内に処理するよう事務の迅速化を図ること。また、道路管理者の意見聴取あるいは公安委員会の意見聴取につき、意見の提出期限を30日と定めているものが見受けられるが、標準処理期間が1ヶ月と定められていることに鑑み、その提出期限を1ヶ月以内での処理ができる範囲内に定め、できる限り1ヶ月以内での処理ができるよう事務処理の迅速化を図ること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>法第90条の意見聴取について</u></p> <p>① <u>免許等の処分を行う場合の法第90条の意見聴取について、次のような場合に意見聴取を行っている事例が見られるが、このような場合には特別区あるいは政令で定める市（以下「政令市等」という。）の区域内において実質的な変更はなく、処分に係る「路線が特別区の区域内又は政令で定める市の区域内にあるとき」には該当しないことから、本来意見聴取の必要はないので、そのように取り扱うこと。</u></p> <p><u>・政令市等の区域外における免許処分あるいは事業計画変更認可処分等において、当該処分に係る運行系統が政令市等の区域内に及ぶ場合でも、政令市等の区域内において起終点の変更、経路の変更、運行回数の変更</u></p>

(4) 略

2 略

等実質的な変更がない場合

② 政令市等が申請者である場合の意見聴取については、申請時に当該政令市等の長（都知事あるいは市長）の意見を求め、提出があったものについては改めて意見聴取を行わないこととし、事務処理の簡素化を図ること。

(6) 略

2 略

事業用自動車運転者の派遣について（平成11年11月30日自旅第134号・自環第248号）の改正（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p><u>自動車運送事業における事業用自動車の運転者の派遣については、下記の点に留意したうえ、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号）及び<u>これに基づく政省令の規定</u>については、<u>旅客自動車運送事業者が直接雇用した運転者であるか、労働者派遣事業者から派遣された運転者であるかを問わず、適用されるものであること。</u></p> <p>なお、<u>旅客自動車運送事業運輸規則第36条の規定により、旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）が常時選任すべき運転者について派遣労働者を受入れる場合は、同条第1項第2号の規定により、同一の派遣労働者の就業期間は2月を超える期間連続していなければならないこと。</u></p>	<p>本年12月1日より、<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成11年法律第84号）が施行され、一部の適用除外業務を除いて労働者派遣事業の対象となることとなった。</u></p> <p><u>これに伴い、自動車運送事業における事業用自動車の運転者についても派遣労働者によることが可能となるため、各地方運輸局においては下記の点に留意したうえ、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。</u></p> <p><u>なお、本通達は12月1日より施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号）及び<u>タクシー業務適正化臨時措置法（昭和45年法律第75号）並びにこれらに関する政省令の規定</u>については、<u>旅客自動車運送事業者が直接雇用した運転者であるか、労働者派遣事業者から派遣された運転者であるかを問わず、適用されるものであること。</u></p> <p>なお、<u>旅客自動車運送事業等運輸規則第36条の規定により、旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）が常時選任すべき運転者について派遣労働者を受入れる場合は、同条第1項第2号の規定により、同一の派遣労働者の就業期間は2月を超える期間連続していなければならないこと。</u></p>